

衆議院法務委員会ニュース

平成 30. 5. 22 第 196 回国会第 15 号

5 月 22 日（火）、第 15 回の委員会が開かれました。

1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）東京都教職員研修センター教授

消費生活専門相談員

特定非営利活動法人スマセレ会長理事

弁護士

公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長

本多吉則君

岡田ヒロミ君

田中喜陽君

伊藤陽児君

増田悦子君

（質疑者及び主な質疑内容）

上野宏史君（自民）

- ・現在の 18 歳、19 歳の若年者の現状の成熟度について、各参考人の見解を伺いたい。また、これらの若年者を大人として扱うことによって若年者の自主性が尊重され、社会性が養われ、自立が促されると考えるが、各参考人の見解を伺いたい。
- ・若年者の消費者トラブルは、他の年代の消費者トラブルと比較してどのような状況であるのか、また民法の成年年齢の引下げは、若年者の消費者問題にどのような影響を与えるのか、岡田参考人及び増田参考人の見解を伺いたい。
- ・成年年齢の引下げに向けて、学校現場ではどのように対応していくべきと考えているのか、本多参考人の見解を伺いたい。

國重徹君（公明）

- ・消費者教育を強化していくに当たって、今後一番の課題は何か、岡田参考人に伺いたい。
- ・高校生の消費者教育を促進していくために、現場の教員の負担を考慮しながら、現実的で実効的な消費者教育を進めていくべきと考えるが、本多参考人の見解を伺いたい。
- ・18歳以降の者への消費者教育も必要とされる中、大学の自治があるため、大学での消費者教育は難しいと言われるが、今後、工夫次第では大学生に向けた消費者教育を行えるのか、行えるのであれば大学のどういった場を活用することが効果的か、増田参考人及び田中参考人に伺いたい。

山尾志桜里君（立憲）

- ・取り消し得る不当な勧誘行為の類型である改正後の消費者契約法第 4 条第 3 項第 3 号及び第 4 号について、国会における質疑で当該条項で取り消せる対象年齢や対象商法を絞り込むほど、これに該当しない高齢者や商法が民法上の取消権の対象からも認められにくくなるのではないかと、また、国会で

の質疑自体が、いわゆる悪徳業者のビジネスのやり方のリニューアルを利しているだけなのではないかという懸念に対する伊藤参考人の見解を伺いたい。

- ・文部科学省が行った「平成 28 年度消費者教育に関する取組状況調査」において、成年年齢の引下げを踏まえ、新たに、若しくは拡充して実施することとなった取組はないと回答した大学等が 83.5%あるが、消費者教育が不十分なまま、成人としての自覚を促すことを優先すれば、若年者が命を落とすような消費者被害に遭うリスクをどのように考えているか、本多参考人の見解を伺いたい。

柚木道義君（国民）

- ・国民生活センターの消費生活相談において、20歳未満の相談では、運輸・通信サービス関連、具体的にはネット通販あるいはオンラインゲームの利用によるクレジットカードを使った高額決済等についての割合が非常に高い現状にあるが、成年年齢の引下げはそのような消費者被害への対処を難しくするのではないかと、田中参考人及び伊藤参考人の見解を伺いたい。
- ・若者が自己の意見を適切に主張できるようになるための学校教育が必要であると考えているが、岡田参考人及び増田参考人の見解を伺いたい。
- ・成年年齢の引下げによる若年者の消費者被害を防止するため、消費者契約法改正案によるつけ込み型不当勧誘行為に対する取消権の創設だけでなく、特定商取引に関する法律による若年者勧誘に対する事業者への規制や若年者のクレジット契約に係る資力要件の制限等も必要であると考えているが、伊藤参考人の見解を伺いたい。

黒岩宇洋君（無会）

- ・消費者庁は、5 月 11 日の本会議における福井消費者及び食品

安全担当大臣の答弁を修正し、改正後の消費者契約法第4条第3項第3号及び第4号の対象は若年者のみであるとし、また、提出予定の修正案により修正された改正後の消費者契約法第4条第3項第5号の対象者は高齢者のみであって、消費者契約法による救済の対象にならない場合は民法による救済の対象になると説明しているが、同じ不当勧誘の行為類型にもかかわらず、若年者と中高年者という年齢によって、民法が適用されたり消費者契約法が適用されたりすることについて、伊藤参考人の見解を伺いたい。

- ・以前、運転免許を取得した者と取得していない者が学校内に一緒にいることによる混乱が生じる懸念があったが、現場で適切な対応がなされたことから、成年年齢の引下げの場合も同様ではないかとの本多参考人の意見について、運転免許は校則で取得や運転行為を禁止できるのに対し、成年年齢に関しては各校の校則で個別に引下げの時期をずらせるものではなく、全国一律に18歳に引き下げられるものであるため、やはり混乱が生じるおそれがあると考えているが、見解を伺いたい。

藤野保史君（共産）

- ・法制審議会の答申では、民法の成年年齢の引下げの法整備の際、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されること、これらの施策の効果が十分に発揮されること及び施策の効果が国民の意識として現れることが要求されているが、この3つのハードルはクリアされたと考えているのか、各参考人の見解を伺いたい。
- ・増田参考人の資料の中で、消費者被害について、最近は、一度払ってしまった場合、被害回復が困難なケースが多くなっていると指摘されているが、実態はどのようなものなのか伺いたい。あわせて、伊藤参考人から、若者の消費者被害については、財産的な被害だけではなく、その後の人生に関わるような被害も多く出ているとの話があり、先程は具体例も示されたが、その他の具体例があれば教えていただきたい。
- ・消費者契約法等について、岡田参考人からは使い勝手が悪いとの指摘があり、また、増田参考人の資料には事業者による年齢や状況に応じた配慮が記載されているが、事業者側の対策として必要なものをどのように考えているのか、岡田参考人及び増田参考人に伺いたい。

串田誠一君（維新）

- ・ゆとり教育を受けていた子供とそうでない子供とで成年年齢が引き下げられることによる対応が変わることになるのか、本多参考人の見解を伺いたい。
- ・消費者契約法の一部改正法案において新たに取消すことができるようになるデパート商法について、消費者相談に占める割合は極めて少ないとのことだったが、消費者を保護する観

点からは、どのような取引について取り消すことができるようにするのが重要と考えるか、田中参考人の見解を伺いたい。

- ・成年年齢が18歳になれば高校在学中に成年になるための教育をしっかりと受けることができるようになると思われるが、現在、大学において18歳から20歳になるまでの間に、成人であるということがどのようなものなのかを教わる機会があるのか、田中参考人に伺いたい。